

議案第58号

飯能市景観条例の一部を改正する条例（案）

飯能市景観条例（平成29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第16条」に、「第15条—第18条」を「第17条—第20条」に、「第19条・第20条」を「第21条・第22条」に、「第21条—第27条」を「第23条—第29条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

第28条を第30条とし、第4章中第27条を第29条とし、第21条から第26条までを2条ずつ繰り下げる。

第3章中第20条を第22条とし、第19条を第21条とする。

第2章第3節中第18条を第20条とし、第15条から第17条までを2条ずつ繰り下げ、同章第2節中第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第13条とし、同条の次に次の1条を加える。

（行為の完了等の届出）

第14条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第11条第1号に次のように加える。

ウ 第7条に規定する行為

第11条第2号中「行為」の次に「（自己の居住の用に供する住宅の建築に係る行為に限る。）」を加え、同条第3号を削り、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第16条第1項第1号又は第2号」を「第16条第1項各号」に改め、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第2章第2節中同条の前に次の1条を加える。

（届出対象行為）

第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第4号に掲げる行為（飯能市環境保全条例（平成8年条例第4号）第2条第

5号に規定する土砂等の堆積を除く。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の飯能市景観条例第7条、第11条第1項及び第12条の規定は、平成30年8月1日以後に着手する行為について適用する。

平成30年6月8日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市景観条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 景観計画</p> <p> 第1節 省略</p> <p> 第2節 行為の届出等（第7条—<u>第16条</u>）</p> <p> 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（<u>第17条—第20条</u>）</p> <p>第3章 公共施設における良好な景観の形成等（<u>第21条・第22条</u>）</p> <p>第4章 景観審議会（<u>第23条—第29条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第30条</u>）</p> <p>附則</p> <p> <u>（届出対象行為）</u></p> <p><u>第7条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、景観法施行令第4条第4号に掲げる行為（飯能市環境保全条例（平成8年条例第4号）第2条第5号に規定する土砂等の堆積を除く。）とする。</u></p> <p> （届出に係る事前協議）</p> <p>第8条 省略</p> <p> （届出に添付する図書）</p> <p>第9条 省略</p> <p> （行為の着手制限の期間短縮）</p> <p>第10条 省略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 景観計画</p> <p> 第1節 省略</p> <p> 第2節 行為の届出等（第7条—<u>第14条</u>）</p> <p> 第3節 景観重要建造物及び景観重要樹木（<u>第15条—第18条</u>）</p> <p>第3章 公共施設における良好な景観の形成等（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p>第4章 景観審議会（<u>第21条—第27条</u>）</p> <p>第5章 雑則（<u>第28条</u>）</p> <p>附則</p> <p> （届出に係る事前協議）</p> <p>第7条 省略</p> <p> （届出に添付する図書）</p> <p>第8条 省略</p> <p> （行為の着手制限の期間短縮）</p> <p>第9条 省略</p>

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第11条 景観計画区域内において法第16条第1項各号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 省略

(届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの

ア～イ 省略

ウ 第7条に規定する行為

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為 (自己の居住の用に供する住宅の建築に係る行為に限る。)

(特定届出対象行為)

第13条 省略

(行為の完了等の届出)

第14条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(景観形成基準に係る配慮義務等)

第10条 景観計画区域内において法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為をする者は、景観形成基準に配慮し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 省略

(届出を要しない行為)

第11条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 次に掲げる行為で規則で定める規模以下のもの

ア～イ 省略

(2) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

(3) 第1号ア及びイに掲げる行為で同号の規則で定める規模を超えるもののうち、他の法令の規定により良好な景観の形成を図るための措置が講じられている地域の区域として規則で定める区域内の行為

(特定届出対象行為)

第12条 省略

(報告)	(報告)
<u>第15条</u> 省略	<u>第13条</u> 省略
(公表等)	(公表等)
<u>第16条</u> 省略	<u>第14条</u> 省略
(景観重要建造物の指定等の手続)	(景観重要建造物の指定等の手続)
<u>第17条</u> 省略	<u>第15条</u> 省略
(景観重要建造物の管理の方法の基準)	(景観重要建造物の管理の方法の基準)
<u>第18条</u> 省略	<u>第16条</u> 省略
(景観重要樹木の指定等の手続)	(景観重要樹木の指定等の手続)
<u>第19条</u> 省略	<u>第17条</u> 省略
(景観重要樹木の管理の方法の基準)	(景観重要樹木の管理の方法の基準)
<u>第20条</u> 省略	<u>第18条</u> 省略
(公共施設における良好な景観の形成)	(公共施設における良好な景観の形成)
<u>第21条</u> 省略	<u>第19条</u> 省略
(良好な景観の形成に関する協議)	(良好な景観の形成に関する協議)
<u>第22条</u> 省略	<u>第20条</u> 省略
(設置)	(設置)
<u>第23条</u> 省略	<u>第21条</u> 省略
(組織)	(組織)
<u>第24条</u> 省略	<u>第22条</u> 省略
(任期)	(任期)
<u>第25条</u> 省略	<u>第23条</u> 省略
(会長)	(会長)
<u>第26条</u> 省略	<u>第24条</u> 省略
(会議)	(会議)
<u>第27条</u> 省略	<u>第25条</u> 省略
(意見の聴取等)	(意見の聴取等)
<u>第28条</u> 省略	<u>第26条</u> 省略
(庶務)	(庶務)
<u>第29条</u> 省略	<u>第27条</u> 省略

(委任) 第30条 省略	(委任) 第28条 省略
-----------------	-----------------